

この条例案は、8月8日現在のもので、パブリックコメント及び法規審査等により、文言等の修正を行う場合があります。

逗子市市民参加条例施行規則(平成17年規則第36号)新旧対照表

現行	改正後（案） （赤字下線部が変更箇所です。）	備考
○逗子市市民参加条例施行規則 平成17年12月19日 逗子市規則第36号 改正 平成18年 4月 1日規則第16号 平成19年10月 1日規則第25号 （趣旨） 第1条 この規則は、逗子市市民参加条例(平成17年逗子市条例第27号。以下「条例」といいます。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。 （公表の方法）	○逗子市市民参加条例施行規則 平成17年12月19日 逗子市規則第36号 改正 平成18年 4月 1日規則第16号 平成19年10月 1日規則第25号 平成 年 月 日規則第 号 逗子市市民参加条例施行規則（平成17年逗子市規則第36号）の一部を改正する （趣旨） 第1条 この規則は、逗子市市民参加条例(平成17年逗子市条例第27号。以下「条例」といいます。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。 （公表の方法）	内容に変更ありません。 内容に変更ありません。

第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げるもののうち全部又は一部の方法により行うものとします。 (1) 市の広報誌への掲載 (2) 市の執行機関の担当窓口、市政情報広場又は公共施設等における閲覧又は配布 (3) 市のホームページへの掲載 (4) 公告式条例(昭和25年逗子市条例第18号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法 (パブリックコメントの手続)	第2条 条例及びこの規則の規定による公表は、次に掲げるもののうち全部又は一部の方法により行うものとします。 (1) 市の広報誌への掲載 (2) 市の執行機関の担当窓口、市政情報広場又は公共施設等における閲覧又は配布 (3) 市のホームページへの掲載 (4) 公告式条例(昭和25年逗子市条例第18号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示 (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法 (パブリックコメントの手続)	内容に変更ありません。
第3条 市の執行機関は、条例第8条及び条例第9条のパブリックコメント(以下「パブリックコメント」といいます。)により意見を求めようとするときは、対象事項の施策等(以下「当該施策等」といいます。)の趣旨、目的、内容等の案を市民にわかりやすい表現を用いて公表するものとします。 2 パブリックコメントにより意見を求める期間は、原則として当該政策等の案の公表の日から30日以上とします。 3 市の執行機関は、パブリックコメントにより意見を求めるときは、次の各号のいずれかの手段による意見の提出を求めるものとし	第3条 市の執行機関は、条例第8条及び条例第9条のパブリックコメント(以下「パブリックコメント」といいます。)により意見を求めようとするときは、対象事項の施策等(以下「当該施策等」といいます。)の趣旨、目的、内容等の案を市民にわかりやすい表現を用いて公表するものとします。 2 パブリックコメントにより意見を求める期間は、原則として当該政策等の案の公表の日から30日以上とします。 3 市の執行機関は、パブリックコメントにより意見を求めるときは、次の各号のいずれかの手段による意見の提出を求めるものとし	

ます。 (1) 持参 (2) 郵便等 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法 4 市の執行機関は、パブリックコメントの手続を実施している案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民に情報提供するものとする。 (平19規則25・一部改正)	ます。 (1) 持参 (2) 郵便等 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が適当と認める方法 4 市の執行機関は、パブリックコメントの手続を実施している案件の一覧表を作成し、インターネットを利用した閲覧の方法等により常時市民に情報提供するものとする。 (平19規則25・一部改正)	
(審議会等の手続) 第4条 市の執行機関は、条例第10条の審議会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。 2 審議会等の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。	(審議会等<u>及び懇話会等</u>の手続) 第4条 市の執行機関は、条例第10条の審議会等<u>及び懇話会等</u>(以下「審議会等<u>及び懇話会等</u>」といいます。)の委員を選任するときは、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の審議会等<u>及び懇話会等</u>の委員との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとします。 2 審議会等<u>及び懇話会等</u>の会議は、公開します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しない	★変更あり 条例第8条関係 条例第10条関係

- (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
- (2) 審議等の内容に、逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)第5条第2項各号に定める非公開情報のいずれかに該当すると認められるもの(以下「非公開情報」といいます。)が含まれる場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

ことができます。

- (1) 法令等の規定により公開しないとされている場合
- (2) 審議等の内容に、逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)第5条第2項各号に定める非公開情報のいずれかに該当すると認められるもの(以下「非公開情報」といいます。)が含まれる場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(ワークショップ等の手続き)

第5条 市の執行機関は、条例第8条第3号のワークショップ等のうちワークショップを開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。

(1) ワークショップの名称及び議題

(2) ワークショップの開催の日時及び場所

(3) その他必要な事項

2 市の執行機関は、ワークショップを開催するに当たっては、共同作業を通じて多様な意見を引き出し、計画づくり等を進めるものとします。

3 市の執行機関は、ワークショップを開催したときは、開催記録

★変更あり（新設）

条例第8条関係

(公聴会の手続) 第5条 市の執行機関は、条例第8条第4号の公聴会等のうち公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。 (1) 公聴会の開催の日時及び場所 (2) 当該施策等の案の内容等 (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲 (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間 (5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が必要と認める事項 2 市の執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。 3 公聴会に出席して意見を述べることを希望する者は、意見の要旨及びその理由等を記載した書面等を第1項の規定により市の執行機関が公表した意見の提出先に提出しなければなりません。 4 市の執行機関は、前項に規定する書面等を提出した者を公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」といいます。)	<u>を作成し、その概要を公表するものとします。</u> (公聴会の手続) 第6条 市の執行機関は、条例第8条第4号の公聴会等のうち公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとします。 (1) 公聴会の開催の日時及び場所 (2) 当該施策等の案の内容等 (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲 (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間 (5) 前各号に掲げるもののほか市の執行機関が必要と認める事項 2 市の執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表するものとします。 3 公聴会に出席して意見を述べることを希望する者は、意見の要旨及びその理由等を記載した書面等を第1項の規定により市の執行機関が公表した意見の提出先に提出しなければなりません。 4 市の執行機関は、前項に規定する書面等を提出した者を公聴会に出席して意見を述べることができる者(以下「公述人」といいます。)	内容に変更はありません。
---	---	---------------------

として決定するものとします。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象となる事案に関係がないとき又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではありません。

5 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市の執行機関が公述人を決定するものとします。

6 市の執行機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験を有する者、市の執行機関の職員その他の者を参考人として出席させることができます。

7 公聴会は、市の執行機関が指名する者が議長となり主宰します。

8 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長（公聴会を主宰する議長をいいます。以下同じです。）の指示に従わなければなりません。

9 議長は、公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記録し、市の執行機関に提出するものとします。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時、開催場所及び参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

として決定するものとします。ただし、書面等に記載された意見の内容が公聴会の対象となる事案に関係がないとき又は公聴会の運営上支障があると認めるときは、この限りではありません。

5 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市の執行機関が公述人を決定するものとします。

6 市の執行機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験を有する者、市の執行機関の職員その他の者を参考人として出席させることができます。

7 公聴会は、市の執行機関が指名する者が議長となり主宰します。

8 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために議長（公聴会を主宰する議長をいいます。以下同じです。）の指示に従わなければなりません。

9 議長は、公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記録し、市の執行機関に提出するものとします。

- (1) 対象とする事案の内容
- (2) 公聴会の開催日時、開催場所及び参加人数
- (3) 公述人の氏名及び発言の内容
- (4) 質疑の内容
- (5) 公聴会で配布された資料等の内容
- (6) その他必要な事項

10 市の執行機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。 11 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。 (平18規則16・一部改正)	10 市の執行機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された記録を公表するものとします。ただし、非公開情報は、公表しないものとします。 11 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。 (平18規則16・一部改正)	
	<u>(市民会議の手続き)</u> <u>第7条 市の執行機関は、条例第8条第6号の市民会議の手続を実施しようとするときは、当該市民会議に対し、計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示した上で、計画等についての意見を求めるものとします。</u> <u>2 市民会議に参加する市民等の公募の基準及び方法、議論を行う期間その他市民会議の実施に必要な事項は、計画等の性質に応じ、市の執行機関が別に定めるものとします。</u> <u>3 市の執行機関は、市民会議から提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに結果を公表するものとします。ただし、非公開情報に該当すると認められるものはその限りでないものとします。</u> <u>(意向調査の手続き)</u>	★変更あり（新設） 条例第8条関係 ★変更あり（新設）

	<u>第8条 市の執行機関は、条例第8条第7号の意向調査を実施しようとするときは、その目的を明らかにするとともに、回答に必要な情報を提供することとします。</u> <u>2 市の執行機関は、意向調査の実施後、その結果を公表するものとします。</u>	条例第8条関係
(市民参加制度審査会の設置等) 第6条 条例第12条の市民参加制度審査会(以下「審査会」といいます。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する5人以内の委員で組織します。 (1) 公募による市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者 2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。 3 前各項に定めるもののほか、審査会の組織に関し必要な事項は、市長が別に定めます。 第7条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表します。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を	(市民参加制度審査会の設置等) <u>第9条 条例第12条の市民参加制度審査会(以下「審査会」といいます。)に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。</u> 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表します。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を	★変更あり 旧第6条は、条例に移行。

代理します。 4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となります。 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。ただし、逗子市住民投票条例（平成18年逗子市条例第1号）第4条第4項に規定する諮問については、出席した委員（議長を含みます。）の3分の2以上の承認をもって審査会の議決とします。 7 審査会の会議は、公開します。ただし、審査会の内容に非公開情報が含まれる場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。 8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。 （平18規則16・一部改正） （委任） 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行します。	代理します。 4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となります。 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできません。 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。ただし、逗子市住民投票条例（平成18年逗子市条例第1号）第4条第4項に規定する諮問については、委員総数の3分の2以上の承認をもって審査会の議決とします。 7 審査会の会議は、公開します。ただし、審査会の内容に非公開情報が含まれる場合又は会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができます。 8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めます。 （平18規則16・一部改正） （委任） 第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。 附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行します。	出席した委員ではなく、委員総数の3分の2以上とします。
---	--	------------------------------------

附 則(平成18年 4 月 1 日規則第16号) この規則は、平成18年 4 月20日から施行します。 附 則(平成19年10月 1 日規則第25号抄) (施行期日) 1 この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。	附 則(平成18年 4 月 1 日規則第16号) この規則は、平成18年 4 月20日から施行します。 附 則(平成19年10月 1 日規則第25号抄) この規則は、平成19年10月 1 日から施行します 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。	
--	--	--